

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
152	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	2N要求設備(例:可搬型代替交流電源設備)のLCO逸脱の宣言のタイミングについて、整理して提示すること。(1系列動作不能の場合、直ちに宣言するのか、又はもう1系列の動作確認を行い、条件A及びBを判断してから実施するのか。	TS-25 コメント回答資料	2N要求設備(例:可搬型代替交流電源設備)のLCO逸脱の宣言のタイミングについて、下記のように整理した。 ・2N要求設備である可搬型代替交流電源設備の場合、2系列未満1系列以上となった場合には、条件Aにて残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 ・動作確認の結果、動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列以上の場合には、条件Aで要求される措置を継続して実施し、1系列未満の場合には条件Bへ移行し、条件Bで要求される措置を実施する。  可搬型代替交流電源設備、代替原子炉補機冷却系、海水移送設備、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)について、2N未満1N以上となった場合に要求される措置を追記した。	
	審査会合	2020/7/9	その他	格納容器の過圧過温防止するための手順について、ベントの実施を当直副長が判断することに疑義を生じかねない記載があることから、許可での議論を踏まえ記載を見直すこと。	コメント回答資料 「格納容器ベント フローの注釈の 記載について」	事故時運転操作手順書(シビアアクシデント)フローの格納容器ベントを実施する際の注釈の記載について、設置許可変更申請書を踏まえ、当直副長が格納容器ベント判断をすることが明確となるよう、緊急時対策本部へ「相談」から「連絡」に変更した。	
153	ヒヤリング	2020/7/14	審査会合(6/2) コメント回答資料	P3の判断フローについて、注釈※の処理等をよりわかりやすく記載すること。また起動する非常用ディーゼル発電機の号機を明確にすること。	審査会合資料	注釈※について、降灰終了後の対応を補足するものであったが、そもそも降灰終了後の対応を説明する本資料においては補足自体が不要なものであったため削除を行った。起動する非常用ディーゼル発電機においては、A系、B系の表記を追記した。	済
154	ヒヤリング	2020/7/14	27条 (TS-48)	RSSでの注水設備の水源の監視について、その要否を整理し、説明すること。	・RSSコメント回答 ・27条実条件性能比較表 ・TS-48	RSS内に設置されている監視計器について、選定根拠に基づき再整理した結果、以下の監視計器を追加した。 ・復水貯蔵槽水位、サブプレッションプール水位、原子炉補機冷却水系流量	
155	ヒヤリング	2020/7/14	27条 (TS-48)	RSSのLCO適用期間について、冷温停止中のRSSの維持の要否を整理し説明すること。	TS-48	RSSのLCO適用期間について、冷温停止中のRSSの維持の要否を整理しTS-48に追記した。	
156	ヒヤリング	2020/7/14	48条 (TS-81)	ドライウェル点検後の窒素ガス封入のタイミングとCR引き抜きタイミングの関係性をわかりやすく示すこと。また、モードスイッチの「状態」を示すこと。	TS-81	TS-81の表を修正し、モードスイッチの「状態」記載した。また、ドライウェル点検終了から窒素ガス置換が完了するまでの期間についても解るように修正した。	済
157	ヒヤリング	2020/7/14	48条 (TS-81)	格納容器内の酸素濃度を1.8%以下と規定しているが、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなすための1.8%以下と従前の格納容器内の酸素濃度の運転上の制限3.5%以下の両者を運転上の制限に記載してはどうか。	TS-81 DB条文コメント回答資料	条文の運転上の制限の記載を1.8%以下だけでなく、3.5%以下についても追記した。また※を追記し、1.8%以下に格納容器圧力逃がし装置内における水素燃焼防止のための制限値、3.5%以下に原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を可燃限界未満に維持するための制限値の記載も合わせて追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
158	ヒヤリング	2020/7/14	59条 (TS-73)	原子炉停止の判断の流れについて、第59条及び第60条の要求される措置と第73条(運転上の制限を満足しない場合)の(1)の適用との関係を整理して説明すること。	TS-73	TS-73に別紙を追加し、整理した内容を記載した。	済
159	ヒヤリング	2020/7/14	61条 (TS-86)	燃料移送系のタイラインのバルブについて、機能を期待するのであれば、LCO対象であることを条文中で明確にすること。	TS-86 DB条文コメント回 答資料	第61条とTS-86にLCO対象であることを追加した。	済
160	ヒヤリング	2020/7/14	62条	表62-1の注釈※4について、6号炉のA系も「A及びA-2」と構成となっているように読めるので記載を適正化すること。	DB条文コメント回 答資料	第62条の記載を修正し、6号炉と7号炉で別々の記載とした。	済
161	ヒヤリング	2020/7/16	添付3 (TS-42)	TS-42 P7 「7号炉の原子炉主任技術者」が冗長であり、条文案の文章を見直してはどうか。	TS-42	TS-42の当該記載部分、「7号炉の原子炉主任技術者については、」の記載を削除した。	済
162	ヒヤリング	2020/7/16	第5章 燃料管理	ヒヤリング説明資料 保安規定 第5章 燃料管理(第79条～86条) 保安規定の反映要否の判断の理由について、記載を充実させること。(備考欄の記載の充実)	コメント回答資料 第5章 燃料管理	保安規定第5章 燃料管理(第79条～第86条)の備考欄の記載を追加した。	済
163	ヒヤリング	2020/7/21	74条 (TS-35)	66-16-3関連 6・7号炉の非常用D/Gから5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への給電について、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が非常用D/Gの負荷として積み上げられ、成立することを確認しているか説明すること。			
164	ヒヤリング	2020/7/21	74条 (TS-35)	66-16-3(緊急時対策所の代替電源設備)について、6号炉からの給電のラインの位置づけを説明すること。	・TS-35 ・TS-25(改訂1) P1075, P1085	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源については、通常時は7号炉の非常用電源母線又は6号炉の非常用電源母線から給電し、シビアアクシデント時は代替電源として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型電源設備(電源車)から給電できる設計としている。  給電に際しては、電源元より負荷変圧器及び交流分電盤を経由して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の各負荷に分配されるため、負荷変圧器及び交流分電盤の青旗点検時に保全作業時の措置とする行為は同等の機能を有する「代替品の確保」に見直すこととする。  なお、6号炉の非常用電源母線からの給電はDBの扱いであり、当該SA設備の要求される措置においては「代替品の確保」と合わせて確認することとしていたが、7号炉の工事計画認可としては、6号炉の非常用電源母線からの給電は対象としていないことを踏まえ、6号炉の確認を削除する。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
165	ヒヤリング	2020/7/21	74条	TS-35の「第74条を適用して保守点検を実施する設備リスト」の66-12-4を保安規定第74条の表74にも記載すること。	保安規定変更箇所抜粋 (第74条)	TS-35の「第74条を適用して保守点検を実施する設備リスト」の66-12-4を保安規定第74条の表74に記載した。	
166	ヒヤリング	2020/7/21	TS-37	点検及び試験の項目の「機器点検」、「総合点検」等の内容を追記すること。	TS-37	点検及び試験の項目の「機器点検」、「総合点検」等の内容を追記した。	
167	ヒヤリング	2020/7/21	TS-37	「低圧ゴム袋」:誤字修正すること。	TS-37	「低圧ゴム袋」から「低圧ゴム手袋」に修正した。 その他確認し、誤字を修正した。	
168	ヒヤリング	2020/7/21	TS-37	表中の項目の「保全方針又は頻度」について、頻度しか記載がないので、項目は「頻度」が適切ではないか。	TS-37	表中の項目の「保全方針又は頻度」について、「頻度」に統一した。	
169	ヒヤリング	2020/7/21	66条 (TS-25)	No.150 追加コメント 耐圧強化ベント系が動作不能と判断したときに、速やかに格納容器圧力逃がし装置の動作可能を確認し、遅滞なく格納容器圧力逃がし装置の運転上の制限を満たしているか判断できるようにすること。			
170	ヒヤリング	2020/7/21	TS-73	TS-73の資料内で引用している保安規定条文について、最新の変更案の条文番号となっていることを確認すること。	TS-73	最新の変更案の条文番号60条⇒59条に修正した。	
171	審査会合	2020/7/21	66条 (TS-25)	No.146 追加コメント 6号炉に関する自主対策設備の扱いで、他に対応が必要な設備がないか確認すること。 (影響ないことが確認できたならば、その旨を回答すること)			
172	審査会合	2020/7/21	66条 (TS-25)	No.147 追加コメント PARの設置許可における個数は56個で、これを前提にプラント停止に至る通常のAOTを設定すること。			
173	審査会合	2020/7/21	66条 (TS-25,26)	No.149 追加コメント 実条件性能確認では、実条件に即した十分な方法で、性能確認をすることを要求している。 CSP水位、S/P水位等の他条文のLCOを気にして、実条件により近い確認方法を採用しないというのは認められない。 CSP水源を用いた性能確認の実施を検討すべき。			